

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696

3.

対米協議

秘 裁
無 期 限
外務省の内部
3号

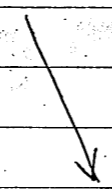
大凡 諮問
2 次
3 次
4 次
5 次
外務省
学務局
総務局
文書課
アメリカ
参事
北米外務課

沖縄運送船隻及港の件 (スターシ)
45.12.10
12月9日 スターシ公使と懇談後
の取組の進捗の面々。
1. 米協定案本文 1条 2条
中島江三の再検討のため
詰合・直轄中系への満足しにく。 (当方側 此のキャンセルの詰合の
進捗の期待は良好。例えば1条の
運送の子供は地域の範囲の定義は
おの方案の如く具体的でありべき中
の之の子供(母子))
2. 3条 (基地)
米々12月 運送の米 安全保障上

5
おの方案に付、米協定の関係上
協定署名時までに提出すべき
施設区域については概定しておく
要あり。「3条」について検討すべき
事(おの方案の)。
3. 詰合
(当方側、琉球・地価法(米協定)
10項目の要約が提出された
程度に3. 此の12月 米未詰合
より4. か。米未詰合の十分な
相談のありさまを24日の
につき、不日提案する予定
あり。)
提案を米々へ同意し得るかは

別に、先中角提案ありは検討
可べく、如何等の項目をすべきか

項目のみならず、大臣、大隈、大隈、大隈
の各々、如何と云ふ之を、如何と云ふ



5. 裁判の効力 (才5章)
江之川、中角、会議、如何と云ふ

の箇所振りの如何にか、今後
更なる如何の如何と云ふ如何と云ふ

箇所を期待す。

~~6. UOA~~

~~（去年の5月15日の如何と云ふ
54年報告書は如何と云ふ如何と云ふ~~

~~と如何と云ふ如何と云ふ如何と云ふ
政治的に如何と云ふ如何と云ふ如何と云ふ~~

~~是非解決方を希望す。~~

~~54年報告書は如何と云ふ如何と云ふ
（如何と云ふ如何と云ふ）~~

~~如何と云ふ如何と云ふ如何と云ふ
如何と云ふ如何と云ふ如何と云ふ如何と云ふ~~

極 秘
無 辨 限
評 内 号

2 条約局長

北米課長 1 条約課長 3 法規課長

沖縄の請求権問題に関する在京米大
シムツツの会談要旨メモ

46. 1. 5

条規鈴木

在京米大シムツツは 客年 12 月 14 日 米側より

手交した標記の問題に関するトーキング・ペーパーに

(若干の修正を付し、)

関し 1 月 5 日 午後 中島条約課長を来訪

したところ、同討議の要旨下記の通り。なお本会談

には 米北一加藤事務官及び条規鈴木が同席した

記

1. 先ず、シムツツは 日本側トーキング・ペーパー (1970. 12. 22)

に言及し、軍用地復元補償及び講和前人身傷害未補償

GA-6

外務省

2

の補償の両項目は、プレゼンテーションも明快であり

また、米側も問題点をかねて聞き及んでいるので、本國

政府への取り継ぎに際しても特に問題なからうとの

感觸を述べた。

2. 次に、海没地補償に関し、シムツツは、日本側

トーキング・ペーパーのプレゼンテーションは問題点があ

れども明確でよく、これをそのまま本國政府に引き継ぐ

場合には、無用の反発も懸念されないので、若干の点につき

日本側の説明を求めたい旨前置きの上、米側としては

本件海没地の海没の時期は 1950 年 6 月 30 日以前である

と承知しているが、日本側は、この点については

GA-6

外務省

賃向越した。これに対し、わが方は、日本側としては、
 海没の正確な時期については承知していないが、
 海没の時期如何に拘らず、適正な補償がなされる
 べきであるというのが、日本側の立場である旨応酬
 した。次いで、シミツ氏は、当該海没地は関係地主
 の要請に基づき軍用地賃貸借契約の下に置かれ、賃料
 の支払が行われていた旨述べたので、わが方は、関係
 地主の要請は、1959年4月の要請書に見る通り、2段構え
 であり、土地の喪失につき適正な補償がなされることと
 主眼としつつ、これがなされる迄は賃料を支払うという
 ものであり、米側が主たる要求を目につかり、附随的

要求する賃料の支払に応じたからとて、地主の要求が
 満足されたとは到底いえず、海没にも拘らず土地が
 依然として存在するといつのは、布令20号の下においてしか
 通用し得ないフクダンである旨応酬した。これに対し
 シミツ氏は、海没が土地の喪失をもち出したと断定
 するのは必ずしも適当でなく、棧橋の構築のために土地に
 掘って水を入れる場合等を考へれば、本件も土地の使用
 の一形態と云え、かく観念すれば、残る問題は契約
 終了時の原状回復のみとなり、結局、復元補償の
 向題に還元されるのではないかとの感触が示された。
 更に、シミツ氏は、仮に、日本側の立場に立ち、当該土地

が既に存在し得ると考之るのであれば、地主が従来受領して来た賃料は、法的には没収補償の分割払と観念すべきであらうから、かかる賃料の集積額は要補償額の差引がれ、然るべきであらうとの感觸も示された。

よて、わが方FPI、米側の賃料支払は、土地が存在せず賃借借契約も有り得ない状態の下で、わが方は債務の存在せざることを知りつつ行なわれたものであるから、少くとも日本民法(705条)の建前からすれば、米側は賃料の払戻しを求め得ないことなる旨指摘した。

これに対し、シニアは、善意の受領者を保護するとの趣旨は理解し得るが、本件の場合には、地主も土地が存在

せぬことも十分承知の上で賃料を受領していたのであり、他方、米側は、存在せぬ土地に賃料を支払っていたことによるから、衡平の観点からは、利用し得ない土地に賃料を支払って来た米側の立場も保護され、然るべきであらうとの感觸を述べたので、米側が土地を利用し得なかったというのは誤りであり、米側は当該土地を没収せしめることに利益を見出していた筈である旨わが方FPI指摘した。

次いで、シニアは、FPI、水面下の土地を私権の対象とするに問題があるのであれば、干潟や、領海海底と同様、本件海域地も琉球財産管理官の管轄下にあると考之れば、

→以上の補償を以てしては、現地を有する関係者の権利を
 以て政府の権限を以て認めざるを得ない。過去に於ける
 信託料又は権利処理上十分に考慮すべきであり、これを以て（神
 像又は権利の相殺）を以て、例之地に何らかの支払を認めざる
 を得ないとしても、右の支払は極めて少額に過ぎない。毎米米
 が関係地を以て処理する具体案を以て之の上議のて協議する

この場合に於て、当該土地が同管理官の管轄下に編入

される際、支払をすべきである補償が課税として

として、財産管理官資金から何等かの補償支払を行

なすのも一案かと思われ、同資金には国県有地貸付

収入等多少の財源は有る模様なる旨の感觸が示

され、お方は、これを聞きおくに留めた。

3. 入会制限補償

シミツト、入会の制度は米國にはほとんど

存在せず、本國政府に取継いで理解に困難が

予想される旨の感觸が示され、其、日本本土の場合

につき、賃向があったので、東富士演習場のケースを

簡単に説明するとしても、その際採用された法理等

について、後日資料を取り寄せるの上、手交すべき

旨約した。

Confidential

1971. 1. 5.

Note

With reference to Talking Paper dated December 22, 1970 on Treatment of Claims, it is requested that the figure for the claims for compensation in respect of pre-Peace Treaty personal injuries and deaths as shown in I. 1 of the said Talking Paper \$573,954.18 be corrected to \$595,545.06 in accordance with the data as of October 10, 1970 provided by the Pre-Treaty Personal Injuries Claimant League conveyed to the Government of Japan through the Government of the Ryukyu Islands.

1
D
5
0
シ
ユ
ミ
ン
フ
に
は
手
交
せ
ず
提
正
す
()

五七

条約局長 SA

北米一課長

条約課長

法規課長

有馬事務官

沖繩の請求権問題に関する在京米大

シミツとの応酬について (メモ)

46.1.18

条規鈴木

標記の件に関する1月5日の会談に引き続き要

若干の諸点につき補足説明を行なうための会合は1月

に補足説明

18日在京米大シミツの来訪を得て行なわれること同

会合における討議の要旨下記の通り。なお、わが方は

は、条々有馬事務官、米北一加藤事務官及び条規鈴木

が出席した。

記

GA-6

外務省

~~沖繩の請求権問題に関する在京米大シミツとの応酬について (メモ)~~

~~46.1.18 条規鈴木~~

~~標記の件に関する1月5日の会談に引き続き要~~

入会制限に基づく損害補償

わが方より、本土における入会制限補償の実例

として、事前の防衛施設庁より聴取しあつたこと

に基づき、別紙1を読み上げ、これがいつか

毎年、実際の経済的損害を関係住民の申請に基づ

き補償するというものであること及び入会慣行の対象

は、沖繩と同様、薪炭、干草等の採取であること

を説明し、更に、去る1月14日の東富士の入会問題

GA-6

外務省

図3の東京地裁判決に言及し、先方の注意を喚起

しておいた。

海没地補償

(1) 先丁、前回の会談の際、シミックが財産管理官

資金をもって本件補償を行う可能性に言及した

ことの金監み、(イ)大蔵省は、右資金のimproperな使用

はクレームの問題を惹起し得るとの観点から、その使用

に少からぬ関心を抱いており、米側より必要資料

の提出を得て検討したとの態度であり、(ロ)の主張

にしても、右資金を本件補償と結び付けることは

問題を複雑化したものであるとのわが方

感觸を取り敢えず伝えておいた。

(2) 次に、わが方より、海没地補償問題に関する

わが方の補足説明を別紙(後刻シミックに

参考までとして手交)のラインで^{行方}説明したところ。

シミックは、現在の貸借料支払のlegalityを日本

側が認めないの~~不審~~ contest する

もので、そのことが判明したの~~不審~~ する

海没地問題、^{海没地問題}現行の「賃借契約」が終了するのは、海没地を

土地と看做し得ぬ日本の法体制が復帰した

沖縄の導入されるからであり、その意味で、本件は

日本のかかる法体制が create する問題と

との見解を示した。

(3) そこで、加方より、本件債務(法的債務とならざるも、衡平の観点からの義務)は元来、沖縄返還との関係なく存在するものであり、日本側が復帰後当該地域を土地として再提供し得るという事は、既に存在しているかかる債務の履行の時期を早めるものでこそあれ、これを create するものではなく、また、^{仮に日本法上施設地を土地と観念し得る} [redacted] として、日本政府が復帰後当該地域を施設区域として提供しないの [redacted] 決定を行なえば、現行の貸借借契約を復帰前に終了せしめ、補償を [redacted] 行なう旨なのである。) [redacted] 2ミツツのいう日本法体制の

"peculiarity" [redacted] は関係する問題である旨指摘した。

(4) 以上の関連し、2ミツツは、一般の軍用地に復帰後再提供を承るものとして復帰の際に契約が終了し、布令20号に従い米側が復元補償を支払う立場におかれることはよくわかるが、2ミツツについてさき、米側財務当局は、加方が再提供しないと決めた結果債務が生じたとの感を抱き難色を示すところから、また、施設地については日本の法体制が招来した問題としての印象を抱くところとの

7

感觸を示し、本向題の困難性を繰返して強調
 した。

(5) なお、シミツは、当側財産管理官が本件
 海没地を買収することは一策であるかの如き口吻
 であったので、かかる方式の妥当性は一応別として、
 財産管理官の管理下にあるものは復歸の際、
 without compensation = ipso facto
 日本側へ transfer されるものと了解して
 いた旨念のため付け加えておいた。

本土における入会補償について (1970年)

Fuji Maneuver Area (東富士)	1500人	30,000,000円
North Fuji Maneuver Area	900人	29,000,000円
Misawa Air-to-Ground Range	160人	300,000円
Mito Air-to-Ground Range	800人	4,600,000円

(施設庁施設補償課 浅野補佐説明)

1. In terms of Japanese municipal law, submerged areas under the sea which are not in restorable conditions cannot be treated as land, that is to say, as an object of private property rights. Therefore, the reversion will result in leaving the owners of the submerged lands with claims against the loss of property in view of the fact that with the termination of the present leasehold contracts under H.C. Ordinance 20 upon reversion no longer can leasehold be placed upon such lands. It must be pointed out in this connection that such claims are in no way inherently related to reversion since they would be raised even under the U.S. administration if the use of these particular areas were no longer required by the U.S. authorities and therefore the leasehold contracts had to be terminated.

2. It is in the light of the foregoing that the U.S. Government is requested to take steps, as soon as possible, to terminate the present leasehold contracts concerned and settle the landowners' claims in an equitable manner by means of payment of the full value of the land which cannot be restored and returned to them. (The consideration of equity necessitates such payment regardless of whether or not the submersion took place during the pre-Peace Treaty period.)

It should be added that as the leases in the present case have resulted in shelving the landowners' claims originally raised in 1959 and ⁱⁿ postponing their final settlement, the rentals paid by the U.S. authorities under the contracts can in no way be regarded as the payment of compensation claimed by the landowners. The landowners of the submerged areas are just as much entitled to receiving rentals as ordinary landowners inasmuch as the leasehold contracts cannot but assume the existence of the lands under discussion. There is therefore no reason why the rentals paid should be offset against the possible compensation.

地本局
東京
如左一巻

別達回
年

米本局

米本局
年
2000-8

松
24

施設区域内の工事関係内話
川内本局東京本局関係内話
内話の件

46.1.13
条々中論

機 密
無期限
部の内
号

13日との関係と書状の際条件
つき関係人の関係のとりまき要約
とあり。

1. (施設区域内) 日本側提示
のリストは release につき何らかの要素を

含んでおらず失望したとの発言(申し)

右リストは、日本側の要望に基づき、現存

につき

基地(群)の書類上整理とりまきを

GA-6

外務省
351

にすぎない

行々の remembering を行々のことあり。

従来米側が日本側に出す整理文書

方針に直し何らかの追加すべきもの

と含んでおらず。追加追加可決は

について、実は米側内部の軍に対し

検討を求められており、その結果は今後。

3~4週間以内には目(金)のつくもの

と思われている。問題は、日本側からの pressure

をかけるのと軍の sensitivity を上げる

(沖野)

内容のほかに、(沖野)後は基地の rent

が、(沖野)にすぎない。とか、軍側の基地

GA-6

外務省

決意に対する disincentive について

というところがある。海兵隊は先般の
事

海保協成後の発表にもあるとおり、~~結果~~

案内、検討し、相当は支出は減少する

今後は陸軍の負担を軽減している。

2. 議事録問題については、21日、22日

沖海において現地米商関係者

日米協成後の現内題について対策を
新案を提出し得るかどうかという難問(内題が妥協)の
協議がなされている。自台個人

と12月、34日、復元補償内題(61年
迄遡る)

7月以降 release あり)については

形が易く後を濁すのが精神の処理

すべきものと思っている。(多分、対策

提示の結果は関係者とも困難を伴った

の内題は reasonable ともいえるし、^{極端}ともいえる

あるから関係者獲得の努力がある

及び那覇港海没地内題 ~~も~~ 米側

による欠損の回復が必要であり、人員補償内題の

内題も衛生年20人以内は地元の処理

(重要なら一七歳を許すことあり。)

極秘 無期限 部の内 号

ア、ロ、ハの各号
 甲、乙、丙の各号
 丁、戊、己の各号
 庚、辛、壬の各号

極秘

請求権の所在 在東京大
 72.7.7よりの電話連絡
 (12) 46.5.3
 中野

3日 72.7.7より電話にて申渡
 しぬべき要否を問う。

(1) 請求権の所在につき是等の貴官
 諸君の御意見が如何なるかを
 貴官の所長に直接に申渡すこと
 とし、其の旨を東京の貴官に
 申渡すこととす。

昨 2日 東京の貴官と電話にて話し
 合ふこと、其の旨を東京の貴官に

是非を認めしことなし (日米間の交渉が
 如何なるに依りては
 如何なるに依りては)

(1) 貴官の大使館に在るべき
 こと (a) 埋没地海没地内には
 米債)
 埋没地は如何なるに依りては
 (b) 米債の回復に依りては、貴官の
 報告の枠内にて、日米政府に
 creditを与ふ (埋没地 M 中 0.5 位を以て
 して)、日米政府の責任に依りては
 ことなし。其の際に credit の名目には

前記(1)の米紙証書場に抵触しない
議和条約(40)

✓復元令と明記せず 積込枚数

条約本文見直し すべき outstanding
(但書と世の意味は不明)

claimsの ~~積込~~ 枚数の事案とすべし

とすべし 世の意味は不明

2. としよす 当方より 積込枚数内記

且如何に 進めれば 当方にも 積込

中であり 右条約と fake note 事案

M#0.5 というのは 復元令に 付しよ

余り少額の内記とすべし (議和条約)

補償の條は 要求枚数の 7割に 限る

されたり 東に 今回は 500万トンの 要求

の他 米紙の 復元令に リリースされた 後記

の ^{目録} 分の 加わり) 米紙 復元令 なく 一般

的な outstanding claims 付しよ

総括 復元令に 付しよ というのは おかしき 事

指しよす

概 裁
無 期 限
03評の内
日号

米 米
米 米
米 米

米 米
米 米

米 米
米 米
米 米

沖縄住民米徴収問題の関する
在米米大使より非公式打合せ
あり。

46.2.10
米 中島

1. 10日 在米米大使との打ち合わせにより

書面を提出する際、同人より本件問題に

関する米側の検査状況及び、中島の

他人の感情を配慮し、 α 問題の

一処理方法案を述べ、 β 米側の検査状況

と、同人の述べた諸案次々とあり。

(1) 在米米大使館と12日、日米調停

米 米
米 米
米 米

米 米

米 米

米 米 米 米 米 米 米 米

米 米 米 米 米 米 米 米

米 米 米 米 米 米 米 米

米 米 米 米 米 米 米 米

米 米 米 米 米 米 米 米

米 米 米 米 米 米 米 米

米 米 米 米 米 米 米 米

米 米 米 米 米 米 米 米

米 米 米 米 米 米 米 米

米 米 米 米 米 米 米 米

米 米 米 米 米 米 米 米

ありぬに利らず、二水に乗らなかつた当り者
 の不満足は由^因の^合害の
 実証上の困難があり、第一者^の如^き
 受取り^はな^らぬ^にな^りて^いる^に、
~~前記~~ (iv) 入会^の由^因
 の^上に^は米^の商^務者^が chewing^の
 状^況に^ある^に、
 (v) し^のこ^らだ^ら、何^れに^せも^米佃^りか^ら
~~者~~土地所有者^等当^り者^に
 見^舞金^を行^うべ^き
 見^舞金^を見^出し^うべ^き最^大の^向因^に
 あり、二^の案^に 1965年^当時^護私^不神^法

法^律善^誠の^際 政^府商^務者^が誠^会
 の^上に^は二^水以上^見舞^金を^支払^うべ^きと^明言^し
 して^いる^にも^あり、誠^会に^対し^新在^子
 application^を求^める^には^極め^て
 困難^にあ^る。
 (ii) 是^に、他^に何^れか^現地^にお^ける
 財^源が^ない^か穩^定に^みた^に (財^源管^理
 高^額金^もあ^つて^みた^が、今^後の^予算^費を
 財^源の^一部^として^明示^すべ^きと^附言^す)
 一^つの^ア行^うべ^きを^待た^ない、即^ち、現^地に^は
 従^来米^倉局^が埋^まる^に (reclaimed land)
 外^務省

急 150 エーカ、所価は12億 1600 万ドル
 見積りがある。埋立地の所有権は
 米政府にあると云う。これを一般業者は
 米政府期間中に売却し、その代金を
 見舞金支払に充てることである。海没地
 については、場合により右埋立地からの
 交換により処理することも考へられ、売却
 金からの支払又は交換の option を当業者は
 向うに与へる。これを埋立地は
~~米政府は米政府の米政府の米政府~~
~~米政府は米政府の米政府の米政府~~

依然として軍用地としての使用が必要
 であるから、売却と同時に布令20号
 による使用に切り換へ、購入者は
 使用料を支払うこととなる。(後述後述も
~~米政府は米政府の米政府の米政府~~)
 問題は、前記売却代金を口座に入すに
 現地における見舞金処理に当てること
 につき米政府の同意を得ることである
 のこと。また、前記入地見積り ~~は~~
 平均210
 見舞金支払の額は之を以てするから、
 その残余を後述の際米政府に引出す

ニとか政治的に好ましくないかどうかが疑念
 があり、この案を埋地の売却と見做
 金取込金に見合うところまで行ない、
 残余の埋地の地は、復帰に当り日本政府
 に贈与す (米口領事館等との土地として
 扱われることと見做す) として考へらる。
 (二) 上記(一)のアレイは、日本側において
 大きな問題となることは、沖繩土地
 当局と話し以上、スチゴ一の滞留所
 中に米口政府に譲渡し、スチゴ一
 に政府関係者を認得して貰うのが

財直に直にしていることを考へるのみ、日本側の
 反応を識りない。
 又、よって中島より、米日交渉の米大使
 館の意向の努力を謝するに
 米直にいつて考へてもみよかつた評議
 あり、米直 = *reclaimed land* の法的地位
 の問題についてはどうかとも問題意識を
 持ち、その実態、米日見解を照会し
 と思つていたところであるので、暫らく財直
 をもちつてあつちの *implications* を懸念
 して、首肯へ、埋地の関係有令

米政府埋立地^の所有権が当然に
 米政府に帰属するよう文書はなかつた
 と思ふと、右所有権の帰属につき環利
 立法で現に譲渡がなされていると承知
 してゐると、米通常の私法上の觀念から
 推しては埋立地^者が所有権を取得する
 ことになるとも、米政府が行なつたのは、
 施政権者として公の目的のためになした
 ものである、私人として私法上の觀念^を
 に行なつたものではないと同日に論ずべきか否かの
 問題もあろうかと思われると尋ねる(おぼく)

GA-8
 土地の問題については、日本政府内部にもさまざま^{外務省}
 問題意識があると思ふにありうべきこと

おいた。 ^{1/2} ^{2/2} ^{3/2} は、所有権いついふは
 米政府にあり(復帰を換を向かず)とい
 のが、米側^の立場であり(^{の立場} ~~水~~ ^と ~~日~~ ^の ~~明~~ ^ら ~~か~~ ^に ~~喜~~ ^ぶ)
 1に封じよう文書は当面思ふ(おぼく)
 これを断すべきいふべき理由も見当らぬ
 旨述べた。 なお、向人は、我々極論
 は、東條アステアが米側内部で固まった
 ものである、是非 quietly に(行なうと)
 要望してゐた。
 (以上)